

# 大分県報

令和二年  
第一六五号  
十二月十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………  
建築基準法による道路位置の指定……………

### ○告示

#### 大分県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十五項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年十二月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理）	米水津地区	令二・一二・一一から 令三・一・四まで	佐伯市役所

#### 大分県告示第七百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和二年十二月十一日

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
白第二一三 号	白杵市大字市浜字土手添七四 一番六及び七四五番六	令二・一二・二六	メートル 四・一五 四・〇〇	メートル 三三・五九

大分県知事 広瀬勝貞